建設工事におけるランク付け及び基準表

令和７年１０月１０日
告示第１８６号
令和８年４月告示第６８号

１　ランク付け基準表

ランク付け基準数値

	A	B	C	D
土木一式工事	９００以上	８９９～７７０	７６９～６５０	６４９以下
建築一式工事	８００以上	７９９～７１０	７０９以下	
水道施設工事	８２０以上	８１９以下		
その他工事	７９０以上	７８９～６６０	６５９以下	

２　発注基準表

（１）　香美市外業者

土木一式

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	原則として香美市内に建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）
B	設計金額６，０００万円未満	原則として香美市内に建設業法第３条第１項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）
C	設計金額２，５００万円未満	原則として香美市内に建設業法第３条第１項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）
D	設計金額６００万円未満	原則として香美市内に建設業法第３条第１項の許可を受けている営業所（本店）を有する者（経審平均完成工事高が土木一式であること）

建築一式

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額５，０００万円未満	
C	設計金額２，０００万円未満	

水道施設

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	原則として香美市内に営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第１条で定めるこれに準ずるもの）を有する者（経審平均完成工事高が水道施設であること）
B	設計金額２，０００万円未満	原則として香美市内に営業所（本店又は支店若しくは建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第１条で定めるこれに準ずるもの）を有する者（経審平均完成工事高が水道施設であること）

その他

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額２，０００万円未満	
C	設計金額１，０００万円未満	

※特殊工事（下水道機械【ポンプ等】・鋼構造物・橋梁）については、上記表にかかわらず適宜適切な業者を選定する。

（２）　香美市内業者

土木一式

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額６，０００万円未満	
C	設計金額２，５００万円未満	
D	設計金額６００万円未満	

建築一式

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額５，０００万円未満	
C	設計金額２，０００万円未満	

水道施設

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額２，０００万円未満	

その他

等級	発注基準	備　　考
A	全工事	特別な事情のある案件に関しては、この限りでない。
B	設計金額２，０００万円未満	
C	設計金額１，０００万円未満	

※特殊工事（下水道機械【ポンプ等】・鋼構造物・橋梁）については、上記表にかかわらず適宜適切な業者を選定する。

３　指名業者数

設計金額	業者数	備　　考
６００万円以上	５ 者以上	小規模工事、特殊工事、建設工事共同企業体で施工する工事については、この限りではない。
６，０００万円以上	８ 者以上	

附　則（令和７年１０月１０日告示第１８６号）

（施行期日）

１　この告示は、令和７年１０月１０日から施行し、令和７年１０月１日から適用する。

（廃止）

２　香美市制限付一般競争入札実施基準（平成２７年香美市告示第８３号）は、廃止する。

附　則（令和８年４月告示第６８号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の建設工事におけるランク付け及び基準表は、施行の日以後に公開した県内工事の名簿より適用し、同日前に公開した県内工事の名簿については、なお従前の例による。